

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会福祉車両運行規程

平成20年 4月 1日

規 程 第 号

(目的)

第1条 この規程は、車いす利用者及び外出の際に車いすを必要とする三芳町民が積極的に社会参加するため福祉車両(以下「車両」という。)の利用に関し必要な事項を定め、その運行を通じて市民参加の輪を広げ、ふれあいのある豊かな街づくりに寄与することを目的とする。

(運行主体)

第2条 車両の運行主体は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会(以下「社協」という。)とする。

(業務)

第3条 社協は、車両について次に掲げる業務を行う。

- (1) 車両の運行管理に関すること
- (2) 車両の貸し出しに関すること
- (3) 車両運行の啓発及び普及に関すること
- (4) その他、目的達成に必要な事項に関すること

(使用者及び用途)

第4条 使用者は、町内に住所を有し、かつ会員で、障がいや身体状況等の理由により、公共交通機関等の利用が困難な者、その他社会福祉協議会長(以下「会長」という。)が特に認める者で、次の各号に掲げる用途に使用する。

- (1) 病院・公共機関等に行くとき
- (2) レクリエーション等の参加
- (3) 余暇活動充実のための外出
- (4) その他、会長が必要と認めるとき

(使用手続)

第5条 車両を使用する者は(家族及び介護者を含む。以下「使用者」という。)使用する日の1ヶ月前から使用する日の3日前までの間に「車両使用申込書」(様式第1号)を会長に提出し、「車両使用許可書」(様式第2号)を受領する。ただし、会長が特別の事由があると認めた場合はこの限りでない。

2 使用者は、申し込みのとき運転者を確定し、運転免許証を提出して事前に承諾を受けなければならない。

3 使用者が、事前に運転者をみつけることが困難な場合にあつては、社協と協議することができる。

(使用受付)

第6条 使用の受付は、月曜日から金曜日までとし、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日、1月2日から同月4日及び12月28日から同月31日を除く。

(貸出期間)

第7条 貸出期間は貸出す日から3日以内とする。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。

(使用料金)

第8条 使用料は原則として無料とする。ただし、使用者がこの運行を支えるための善意の寄附は受けるものとする。

2 使用にかかった車両の燃料費及び、有料道路料金又は有料駐車場等は使用者の負担とする。

(運行者の遵守事項)

第9条 運転者は、常に車両を清掃し、運転終了時には車両を点検し定められた場所に保管するとともに、車両の鍵を社協に返還しなければならない。

2 運転者は、運転終了後に「運行記録表」(様式第3号)を社協に提出するものとする。

3 運転者は、常に交通関係法令等の研さんに努めるものとともに交通安全に関する各種研修会に参加し、交通事故の防止に最前の努力をつくすものとする。

(善意管理注意義務及び禁止事項)

第10条 使用者は、善意な管理者の注意をもって車両を使用管理し、次の行為を行ってはならない。

(1) 第5条に規定する目的以外に使用すること

(2) 車両について譲渡、質入れ又は抵当権の設定の処分をすること

(3) 法令又は公序良俗に違反して車両を使用すること

(損害賠償責任)

第11条 車両の利用に関して、第三者に損害を与えた場合及び車両に損害が生じた場合には、社協が車両に付保している損害保険を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、損害保険の保障限度を超える部分の損害については使用者負担とする。ただし、会長が特別の事由があると認めた場合はこの限りではない。

(事故の処理)

第12条 事故が生じた場合には、法令で定められた措置を講ずるとともに、次の事項を守らなければならない。

(1) 速やかに社協に報告(様式第4号)すること

(2) 社協ならびに社協が契約した保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること

(3) 社協の承諾無く第三者との間に示談等はしないこと

(記録簿等の整備)

第13条 会長は、次に掲げる帳簿等を備え整備しておくものとする。

(1) 運行予定表

(2) 使用者受付簿

(3) 運行記録表

(4) 車輛管理簿

(5) その他、必要な書類

(委任)

第14条 この規定に定めるもののほか、車輛に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

車輛利用申込書

借 受 人	使用者	氏名		生年 月日	明・大・昭・平	年 歳	障害の状況	
		住所						
	運転者	氏名		生年 月日	明・大・昭・平	年 歳	使用者との関係	
		住所						
免 許 証	有効 期限	平成	年の	免許取得 年月日	大・昭・平	年 月 日	種 類	普通・大型 1・2
	運 転 免 許 証	番号	第	号				
		発行先	公安委員会				運転歴	年
行き先及び 使用目的								
使用年月日		平成	年	月	日	時	分から	
及び期間		平成	年	月	日	時	分まで	
同 乗 人	氏名	住所		年齢	電話番号	使用者との関係		

上記のとおり申し込みます。

平成 年 月 日

申込者

印

社会福祉法人

三芳町社会福祉協議会長 様

決 裁	会長	常務理事	事務局長	次長	係長	主任	係	

車 輜 使 用 許 可 証

様

社会福祉法人
三芳町社会福祉協議会
会長

平成 年 月 日付け申し込みのあった車輜の使用を下記のとおり許可します。

1 使用目的
2 目的地及び経路
3 使用期間 平成 年 月 日(曜日) 時 分より 平成 年 月 日(曜日) 時 分まで
4 運転者氏名
5 付記事項

※ 注意事項 この車輜の定員は運転者を含め3名です。いかなる理由があっても定員以上の乗車はできません。

事 故 報 告 書

事故日時	平成	年	月	日	午前・午後	時	分頃
運転者氏名							
住所						電話	
搭乗者氏名							
加害者・被害者氏名							
住所						電話	
自動車ナンバー							
登録保険会社							
保険会社連絡先							
事故状況図							
被害者状況							
事故状況説明							
報告警察署・署員名						電話	